

令和2年 第4回農業委員会議事録

令和2年4月24日午後1時30分に第4回農業委員会を市役所3階大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 奥 山 良 春	2 番 長 澤 隆 士	3 番 齋 藤 吉 勝
4 番 笹 原 哲	5 番 尾 崎 正 義	6 番 伊 勢 村 孝 之
7 番 本 間 俊 悦	8 番 星 川 礼 子	9 番 菅 野 郁 夫
10 番 鈴 木 敬 次 郎	11 番 鈴 木 勲	12 番 大 崎 清 孝
13 番 武 田 春 信	14 番 後 藤 一 彦	15 番 近 藤 小 兵 衛
16 番 小 関 金 也	17 番 鈴 木 藤 光	18 番 西 塚 喜 行
19 番 星 川 敬 夫		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

11 番 (鈴 木 勲) 18 番 (西 塚 喜 行) 番 ()

《無断欠席》

番 () 番 () 番 ()

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	岸 栄樹	事務局長補佐	田中 誠
事務局主事	伊藤 由貴	事務局主事	小林 沢子

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

報第 6号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報第 7号 農地法第4条第1項第8号該当確認願について

議第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第11号 非農地証明について

議第12号 尾花沢市農用地利用集積計画について

令和 2 年 第 4 回 農業委員会 議事録

尾花沢市農業委員会令和 2 年第 4 回通常総会を 4 月 24 日（金）市役所大会議室において午後 1 時 30 分より開会した。

（岸事務局長）

開会に先立ちまして、「農業委員会憲章」を尾崎職務代理者に合わせて朗読するところですが、今般の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、発声は控えていただき、憲章を各自ご確認くださいようお願いいたします。

（岸事務局長）

11 番鈴木勲委員、18 番西塚喜行委員より欠席する旨の連絡がありました。只今の出席委員は 17 名であります。よって農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項の規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（菅野会長）

皆さん、大変ご苦勞様です。総会の後、歓送迎会、観桜会とありましたけれども、コロナウイルスのため中止となりました。本当に残念に思っております。

今、新しい事務局の体制が岸局長より報告ありましたけれども、一年間どうか事務局の方もよろしく願います。

何だか気が抜けたような感じで、コロナウイルスに洗脳されたなという思いもありますけれども、我々は農業者でありますので、これから様々な影響がないとは言えませんが、我々は作物を作りながら、尾花沢市の農業の発展のために頑張っていかなければいけないなと思っておりますのでございます。

これから農業委員会も様々な面で、大変なことが起きるかもしれませんが、皆さんのご意見を丸として、これからの農業委員会の発展のためにも頑張っていかなければいけないなと思っておりますので、今後とも皆さんのご協力をお願いしまして挨拶といたします。

(岸事務局長)

ありがとうございました。それでは、尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくお願いいたします。

(議長)

それでは、これより令和2年第4回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めてまいります。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、1番 奥山良春 委員、2番 長澤隆士 委員の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長をもって報告をいただきます。事務局長。

(岸事務局長)

それでは、次第裏面をご覧ください。4月の事務処理報告をさせていただきます。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

(議長)

ご質問もないものと認め事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、始めに報第6号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。小林主事。

(事務局 小林主事)

それでは、報第6号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告い

たします。

議案書 1 ページをご覧ください。案件は 15 件であり、全て貸し人、借り人、両者による合意解約です。解約後の利用についてですが、No. 1、3、4、5、6、8、11 は、別人へ貸借予定で今月集積計画がなされております。No. 2、7、14 は、別人へ貸借予定で、今月 3 条申請があります。No. 9 は、同人へ貸借予定、No. 13 は別人へ売買予定で、それぞれ今月集積計画がなされております。No. 10、12 は自作、No. 15 は別人へ売買予定です。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第 10 条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第 6 号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、報第 7 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号該当確認願について」を上程いたします。今回の現地調査班は、第 2 班であります。第 2 班現地調査主任、鈴木 藤光委員の報告を求めます。鈴木藤光委員。

(調査主任 17 番 鈴木藤光委員報告)

(議 長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声)

(議 長)

質疑も無いものないようでありますので、終結いたします。

これより報第7号を採決いたします。本案を報告のとおり承認する事に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に、議第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。小林主事。

(事務局 小林主事)

議第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」は議案書12ページから15ページです。

はじめに所有権移転についてご説明いたします。案件は3件です。No.1、2の渡人は農業廃止のため、No.3の渡人は他市町村へ転出のため、受人はすべて経営規模拡大のための所有権移転です。No.1からNo.3は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

つづいて、賃貸借権の設定についてご説明いたします。13ページをご覧ください。案件は12件です。No.1の貸し人は高齢化による経営縮小のため、No.2、5、7、8、9、10は労力不足のため、No.3は農業廃止のため、No.4は耕作不便のため、No.6は参加農業法人への農地提供、No.11、12は相手方の要望となっております。借り人はすべて経営規模拡大のための貸借です。No.1からNo.12は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

また、使用貸借権の設定についてご説明いたします。15ページをご覧ください。案件は2件です。No.1の貸し人は経営移譲年金受給のため、No.2の貸人は労力不足のため、借り人はすべて経営規模拡大のための貸借です。No.1、2は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

ご質疑もないようでありますので、終結いたします。これより議第10号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第11号「非農地証明について」を上程いたします。現地調査第2班主任、鈴木藤光委員の報告を求めます。

(17番 鈴木藤光委員報告)

(議長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。奥山委員。

(1番奥山良春委員)

1番奥山です。今、調査主任の方から説明ありましたように、改良区の受益地の中であり、よって説明ありましたように、県外に住んでおられてこちらに出張できないとい

うことで、立会もうちの改良区の方へ依頼があって、改良区の職員が立ち会ったということで報告を受けております。今主任から報告があったように、柏倉製材所の隣接ということで、このように写真も4枚ほどもらっておりますけれども、かなり荒れているというような状況で、やはり非農地というのもしょうがないのかなという改良区の見解でした。ただ、非農地証明がここで許可されない限り、うちの方で受益地から外すということとはできないということを職員の方から報告を受けていることも補足として報告します。

(議 長)

その他ご質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第11号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

(議 長)

次に、議第12号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。

ここで審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限により2番長澤隆士委員、8番 星川礼子委員、13番 武田春信委員の退席を求めます。

(2番 長澤委員、8番 星川委員、13番 武田委員退席)

(議 長)

それでは、事務局の説明を求めます。伊藤主事。

(事務局 伊藤主事)

それでは、議第12号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明に入らせていただきます。議案書19ページの農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。

今回申請のありました計画面積は、賃貸借設定が2,137a、うち再設定が340a、所有権移転は221aとなり、計画面積合計は2,359aとなっております。申請地は、すべて農振農用地区域です。

隣に移りまして対象の土地になります。賃貸借設定は、田が2,118a、うち再設定が340a、畑が19a、所有権移転は田が221a、合計しますと田が2,340a、畑が19aになります。

続いて対象人数ですが、賃貸借権は、出し手34名、うち再設定7名、受け手27名、うち再設定が7名になります。所有権移転は、出し手2名、受け手2名になります。合計しますと、出し手が36名、受け手が29名になります。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借権は、3年から5年が21件で980a、10年以上が16件で1,157aとなっております。

次に隣に移りまして、10a当たり借賃・対価になります。賃貸借権は、田の物納が20kgから120kg、現金が2千円から2万円、畑は、現金で1万円から1万4千円となります。所有権移転は、田が30万円から34万4千円となります。

それではページ移りまして、20ページからは個別状況になります。No.1から22ページNo.30までは新規の設定、23ページNo.31からNo.37までが再設定になります。24ページからは所有権移転となり、2件あります。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重なる審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

ご質疑もないようでありますので、終結いたします。これより議第12号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって本案は原案のとおり決しました。

2番長澤隆士委員、8番 星川礼子委員、13番 武田春信委員復席してください。

(2番 長澤委員、8番 星川委員、13番 武田委員復席)

(議長)

それでは、以上で今通常総会に附議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。これをもって、令和2年第4回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

午後2時05分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和2年4月24日

尾花沢市農業委員会

議 長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名員 _____

議事録署名員 _____